

【期間延長】 砂沼広域公園（観桜苑）・小貝川ふれあい公園における
移動販売車(キッチンカー) 募集要項（試験導入）

1 公募の目的

公園利用者の利便性向上及び公園の空きスペースを活用した魅力向上を図るため、キッチンカー出店者を募集する。

2 募集概要

砂沼広域公園（観桜苑）・小貝川ふれあい公園における移動販売車（キッチンカー）誘致の社会実験として、各公園で原則１日２台程度募集する。応募する際は、公園の利用状況等を把握するため、事前に現地の下見をすること。

(1) 出店場所【下妻市が管理する公園のうち下記公園とする】

- ・砂沼広域公園（観桜苑） ※下妻市下妻丙１７５番地
 - ・小貝川ふれあい公園 ※下妻市堀籠１６５０番地１
- （※各公園における出店場所は別図とする）

(2) 指定する用途

公園便益施設（都市公園法第２条第２項第７号）の売店及び飲食店等としての移動販売車（販売営業車又は調理営業車）。

(3) 販売品目

酒類を除く飲食物【自動車関係の営業（調理営業・販売業）】で保健所より許可を得ているもの。

(4) 営業可能の期間

出店許可日

【現在の実施期間】【令和４年７月１５日（金）から令和６年３月３１日（日）まで】

【延長期間】【令和６年４月１日（月）から当面の間】

その他、市担当者の指示による期間は出店できない。

(5) 営業可能の時間

午前９時から午後４時３０分まで（午前８時３０分から入園可能。片付け後、午後５時までに園内から退出する。）

(6) 出店に際しての料金

試験導入のため使用料の徴収は行わない。

3 応募者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係

る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方）を有するもの。

- (5) 移動販売車は出店者が所有権を持っているものに限る。ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能である（使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす）。

4 許可条件等

(1) 許可方法

都市公園管理条例第2条第4項に基づく公園の利用許可とする。

(2) 許可対象

1公園につき原則2台程度（団体等で複数車両を有する場合、出店車両の変更を可とするが、出店車両の営業許可証などは事前に市に提出すること。また、販売品目も、事前に申請することにより変更を可能とする）。

(3) 許可期間

「2 募集概要」の営業可能期間および時間とする。

(4) 許可対象面積

約10㎡（指定する区画内のみとし、大型車両等は許可しない）

(5) 事業への協力

ア 市が実施するアンケート（出店者向け、利用者向け）に協力すること。

※利用者向けアンケートについては、出店者が配布・回収をすること。

イ 市ホームページに出店予定日を公表するため、毎月の予定を提出すること。

(6) ごみの処理

ア 出店者は、必ずごみ箱を移動販売車の直近に見やすく設置し、排出するごみは分別して適切に処分すること。

イ 出店者は、移動販売車及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。

ウ 公園管理者が清掃時に拾ったごみについても、ごみを発生させた出店者が特定できた場合は出店者側で処分すること。

エ 園内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。

(7) その他事項

ア 雨天等でやむを得ず営業休止又は中止する場合、または、極端に営業時間が短くなる場合は、市へメール等で連絡すること。

イ 園内は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度5km/h以下で走行すること。

ウ 園内の指定された場所以外に駐車することは出来ない。

エ 園内の電気、水道の利用は許可しないため、出店者が用意すること。

オ 出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。

カ 出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を市に報告すること。

キ 出店中はBGM等の使用はしないこと。

ク 申請に虚偽があった場合や許可条件を守らない場合は、市は出店許可を取り消すことができる。

ケ 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。

- コ 食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- サ 出店者は、賠償保険に加入し、出店に伴い発生した施設の損害及び第三者への損害は、出店者が一切の賠償の責を負うこと。
- シ 許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等を行なわないこと。
- ス 本募集要項に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- セ アレルゲン表示の義務は食品表示法で加工食品に限られているが、各事業者の判断で消費者への配慮を行うこと（正確に把握している品目のみ表示し曖昧な表示を避ける、口頭でアレルギーの有無を確認する、情報管理していない旨の表示をする等）。
- ソ 新型コロナウイルス感染症対策を実施し、衛生管理を徹底すること。
- タ その他不明な点については、市担当者と協議すること。

5 募集期間・選定方法

- (1) 出店希望日が重複した場合は市内事業者を優先とする。それ以外の選定方法は抽選とする。
- (2) 出店予定日の5日前まで出店希望を受け付ける。

6 提出資料

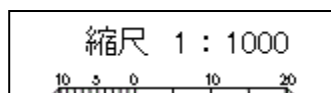
- (1) 提出資料：

初めて出店希望の場合	2回目以降
・ 出店登録申請書（様式1） ・ 事業概要書（様式問わず・法人は会社案内でも可能） ・ 営業許可書の写し（保健所が発行したもの） ・ 食品衛生責任者の写し ・ 生産物賠償責任保険（PL 保険）の証明書の写し ・ 車検証の写し ・ キッチンカー出店希望日程表 ・ 下妻市都市公園利用許可申請書 ・ 運転免許証の写し ・ 出店に係る誓約書	・ キッチンカー出店希望日程表 ・ 下妻市都市公園利用許可申請書

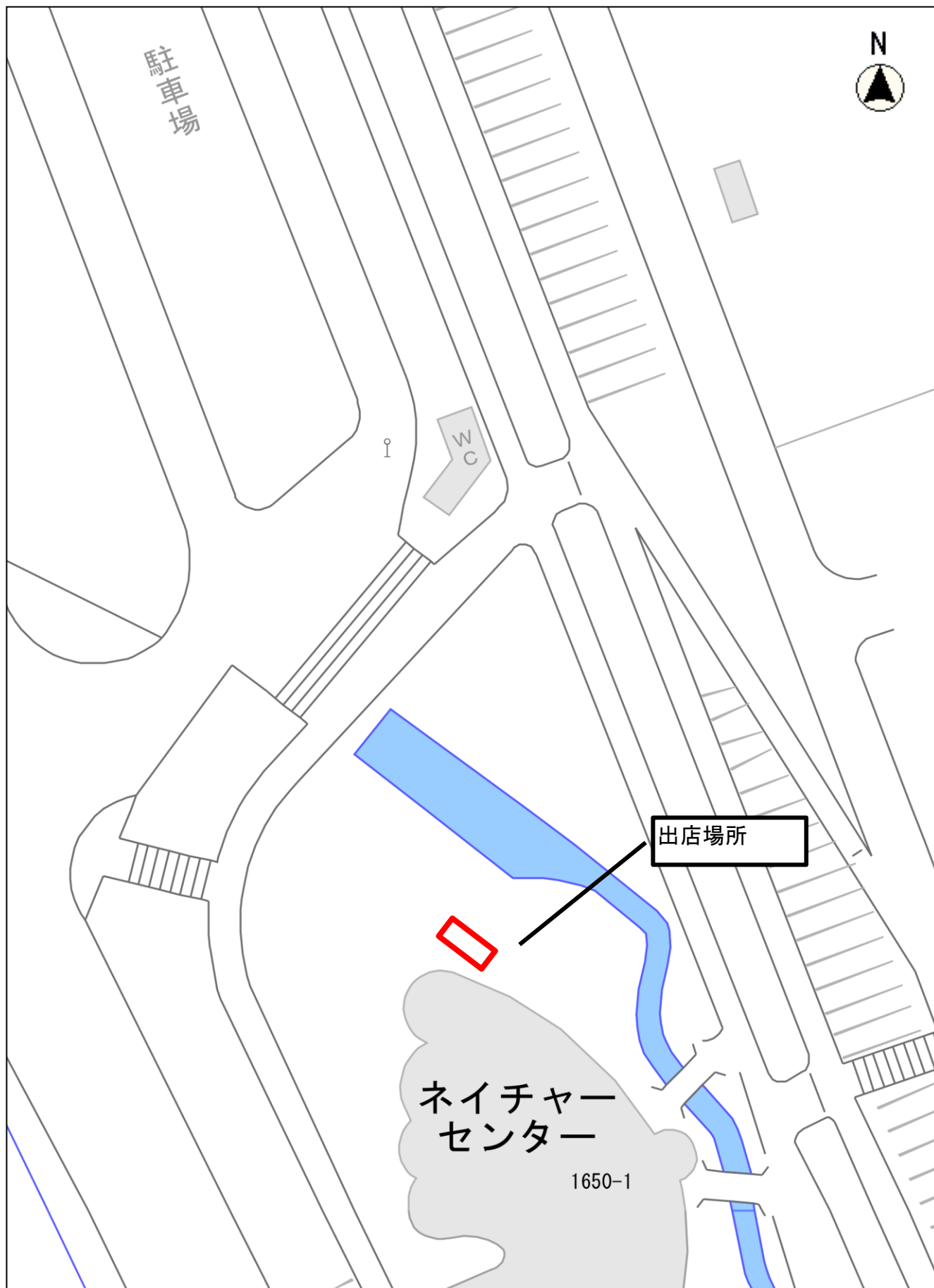
- (2) 1 出店者 1 申請とする（複数公園での出店希望は可）。
- (3) 提出方法：持参又は郵送（締切日必着）
- (4) 許可書の受け取り方法：窓口又は郵送にて受け取り可能。
※郵送の場合は、返信用封筒に宛名を記入し切手も貼付すること。
- (5) 提出・問合せ先：

〒304-8501 茨城県下妻市本城町3丁目13番地
 下妻市建設部都市整備課公園街路係【2階 25番】
 電話 0296（43）8356（直通）
 Fax 0296（43）2945
 E-mail : toshiseibi@city.shimotsuma.lg.jp

砂沼広域公園（観桜苑）出店場所



小貝川ふれあい公園 出店場所



縮尺 1 : 500

10 5 0